

能美市「広報能美」広告掲載要領（内規）

（趣旨）

第1条 この要領は、能美市が発行する広報紙「広報能美」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、能美市有料広告掲載要綱（平成20年告示第4号。以下「要綱」という。）及び能美市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（掲載可能な広告の範囲）

第2条 広報紙に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱及び基準に準じる。

2 市税等に滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

3 公共下水道の供用区域で住宅及び事業所の排水設備を公共下水道に接続していない者の広告は掲載しないものとする。

（広告の掲載場所、規格及び枠数）

第3条 広告の掲載場所は、広報紙の紙面の中で市長が指定する。

2 広告の配色は黒1刷で、1枠の大きさは、次のとおりとする。

(1) 1型 縦45ミリメートル 横87ミリメートル

(2) 2型 縦45ミリメートル 横180ミリメートル

3 広報能美1号あたりの広告の枠数は、前項第1号の規格で最大12枠とする。ただし、横2枠を連結して前項第2号の規格で1枠とすることができるものとする。

（広告の掲載料）

第4条 掲載は、広報紙の発行号単位とし、掲載料は次のとおりとする。

(1) 1型 1件 10,000円

(2) 2型 1件 20,000円

2 掲載料は、広告掲載の一つの申し込みで6号以上連続の申し込みの場合はその1割を減免し、12号連続の申し込みの場合はその2割を減免する。

（広告の募集）

第5条 広告掲載希望者の募集は、広報紙、市ホームページ等で公募するものとする。

2 公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報紙発行日の2箇月前までに、「広報能美」広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、業種及び広告内容により、資格免許書、諸証明など広告掲載申込書の内容を確認できる書類の添付を求めることができるものとする。

3 広告の掲載は、1申込者について広報紙月号あたり1枠とする。

4 申込者は、一つの申し込みにおいて、同一年度に発行する広報紙の広告掲載の申し込みができるものとする。

5 年度内申し込みの広報紙は5月号から翌年4月号発行の広報紙とする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、「広報能美」広告掲載決定通知書（様式第2号）又は「広報能美」広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

3 申込者が第3条第3項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。この場合において、同順位の申込者の中では掲載希望月号の多い者を優先することができる。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定する以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他私企業又は自営業等

4 前項の規定によってもなお、申込者が第3条第3項に規定する枠数を超える場合は、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条

件等を記載した「広報能美」広告掲載承諾書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（広告原稿の提出）

第9条 広告主は、市長の指定する方法により印刷版下（完全原稿）を作成し、市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第11条 広告の内容及びデザイン等については、本市及び広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市長が協議することとする。

（広告内容等の変更）

第12条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載承諾書及び広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の全額が納付されないとき。
- (3) 前条に規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取り下げ）

第14条 広告主の自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、「広報能美」広告掲載取消決定通知書(様式第5号)により広告主に通知するとともに、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月号以後の月号分掲載料とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 本市は、広告が掲載できなかつたことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

5 第1項の規定により広告掲載料の返還を受けようとする広告主は、「広報能美」広告掲載料返還請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告主の広告に関して被害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任と負担において解決することとする。

4 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡することができない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領(内規)は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領（内規）は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領（内規）は、令和5年1月31日から施行する。

附 則

この要領（内規）は、令和5年8月1日から施行する。

(様式第1号)

「広報能美」広告掲載申込書

年 月 日

能美市長 あて

申込者 住所(所在地)

名 称

代表者職氏名

電 話 番 号

担当者職氏名

次のとおり、広告案を添え「広報能美」への広告の掲載を申し込みます。

なお、申し込みにあたり、能美市の広告関連規定を遵守し、能美市の市税等の納付状況並びに下水道の使用状況を調査することに同意します。

記

1. 広告掲載を希望する月号 (希望する月号を○で囲むこと)

5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号
11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号

2. 広告の大きさ (希望する大きさを○で囲むこと)

1型 (縦45㌢ × 横87㌢) 1件 10,000円/月	2型 (縦45㌢ × 横180㌢) 1件 20,000円/月
----------------------------------	-----------------------------------

3. 広告掲載料金 (金額×月号数) _____ 円

6号以上連続の申し込みの場合はその1割を減免、12号連続の申し込みの場合はその2割を減免した金額を記載してください。

※市ホームページ、電子版などに掲載する「広報能美」にも広告が掲載されます。

(様式第2号)

文 書 番 号
年 月 日

「広報能美」広告掲載決定通知書

様

能美市長

印

年 月 日付で申し込みのありました「広報能美」への広告掲載について、
下記のとおり掲載することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 広告掲載月号： _____ 月号
2. 広告の大きさ： 1型（縦45ミ×横87ミ） 2型（縦45ミ×横180ミ）
3. 広告掲載料 _____ 円（ _____ 号× _____ 円）
4. 広告掲載料の納付 年 月 日までに、同封の納入通知書により納入してください。
5. 広告の取扱いについては、以下の規定を遵守願います。
 - 能美市有料広告掲載要綱
 - 能美市有料広告掲載基準
 - 能美市「広報能美」広告掲載要領
 - 能美市「広報能美」広告原稿作成要領
6. 承諾書の提出 決定内容を確認のうえ _____ 年 月 日までに、同封の『「広報能美」広告掲載承諾書』を提出願います。

(様式第3号)

「広報能美」広告非掲載決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

能美市長

印

年 月 日付で申し込みのありました「広報能美」の広告掲載について、下記の理由により掲載できないことを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 希望された広告掲載月号と広告の大きさ

広告掲載月号： _____ 月号

広告の大きさ： 1型 2型

2. 非掲載の理由

(様式第4号)

「広報能美」広告掲載承諾書

年 月 日

能美市長 あて

広告主 住所（所在地）
名 称
代表者職氏名
電 話 番 号
担当者職氏名

年 月 日付け 第 号で掲載決定の通知がありました「広報能美」の広告掲載について、下記のとおり掲載を承諾します。

記

1. 広告の掲載月号と広告の大きさ

広告掲載月号： _____ 月号

広告の大きさ： 1型（縦45㌢×横87㌢） 2型（縦45㌢×横180㌢）

2. 広告掲載料 _____ 円（ _____ 月号数 × _____ 円）

3. 広告掲載料の納付 年 月 日までに、同封の納入通知書により納入します。

(様式第5号)

文 書 番 号
年 月 日

様

能美市長

「広報能美」広告掲載取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で掲載決定していました「広報能美」の広告掲載について、下記のとおり掲載の取り消しを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 希望された広告掲載月号と広告の大きさ

広告掲載月号： _____ 月号

広告の大きさ： 1型 2型

2. 既掲載決定済み月号 _____ 月号

3. 掲載取消決定期間 _____ 月号

4. 掲載取消決定の理由

5. 納入済み広告掲載料 金 _____ 円

6. 広告掲載料返還決定額 金 _____ 円

7. 広告掲載料の返還方法 近日中に、同封の返還請求書を提出願います。

市指定の支払日にご指定の金融機関に送金します。

(様式第6号)

「広報能美」広告掲載料返還請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号で決定を受けた、「広報能美」広告掲載料の返還金として、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

能美市長 あて

広告主

住所(事業所所在地)

氏名(事業者名)

電話番号

振込先 金融機関名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義	